

「献血サポーター」参加企業・団体活動規約

最終更新日：平成 19 年 2 月 20 日

「献血サポーター」にご参加して頂くにあたり、下記規約をよくお読みになり趣旨に同意のうえ、ご参加ください。なお、下記内容につきましては予告なく変更させていただく場合がございます。その際、このページのトップに表示されている「最終更新日」が更新されますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

「献血サポーター」参加企業・団体活動規約

平成 19 年 2 月 20 日制定

1 献血サポーターとは

厚生労働省が掲げる献血構造改革（平成 18 年 3 月 17 日厚生労働省告示第 131 号）の中で、企業・団体に対する献血の推進対策として、献血に積極的に協力する企業・団体が行う献血活動を広く一般社会に認知していただくよう、献血活動への理解と協力並びに社会貢献活動の象徴として、ロゴマークを発行することにより、企業・団体が行う献血活動の普及・拡大が示されました。

当該ロゴマークについては、「献血サポーター」と名づけ、献血活動に参加・協賛していただく企業・団体の数を、平成 16 年度 23,890 社・団体を基準として、平成 22 年度までに 2 倍の数に増やすことを目標とし、日本における企業・団体が行う献血活動をより一層推進することはもとより、将来にわたって医療に必要な血液を献血によって安定的に確保・維持されるための大規模な国民的運動として、取り組むこととなりました。

つきましては、厚生労働省が企画・製作した「献血サポーターマーク」の配布許可を日本赤十字社が受け、各都道府県、市町村行政機関とともに「献血サポーター」活動への参加を企業・団体から募り、「献血サポーターマーク」を配布することで、献血活動のさらなる普及・啓発を行っていくこととなりました。

参加企業・団体それぞれが、社会貢献活動でもある献血活動を一般の人にわかりやすく PR する機会となりますよう、「献血サポーター」活動に参加いただき、国民の医療を支える献血活動のさらなる推進を図って行っていきたいと思います。

2 目的

「献血サポーター」企業・団体活動規約（以下「本活動規約」といいます。）は、「献血サポーター」に参加するすべての企業・団体が活動を行うにあたり遵守すべき事項を定めるものです。

3 参加資格

以下の企業・団体は、献血サポーター取扱窓口（以下「取扱窓口」といいます。）に対し、別紙様式の参加申込書等を提出し（ただし、取扱窓口が提出不要と判断した場合は除く。）献血サポーターマーク（以下「ロゴマーク」といいます。）の配布を得ることで、「献血サポーター」に参加することができます。

- ア 献血に協力している企業・団体であること。
- イ 献血会場の提供に協力している企業・団体であること。
- ウ 献血活動の普及・啓発のための広報活動等を実施している企業・団体であること。
- エ 献血の呼びかけ、献血者の募集、献血会場への献血者送迎など、献血者の確保活動を実施している企業・団体であること。
- オ その他、献血活動の普及・啓発に寄与している企業・団体であること。

ただし、参加申込書の記載等から「献血サポーター」の趣旨に反することが明らかであると認められる場合には、参加できないことがあります。

4 活動内容

参加企業・団体は、「献血サポーター」の目的を達成するために、献血活動の具体的な行動を計画し、特に以下の4つの行動に重点を置いて活動します。

- ア 年1回以上献血に協力又は支援をしよう
- イ 献血への協力・支援を呼びかけよう
- ウ 献血できる体調・健康を維持しておこう
- エ 緊急的に血液が不足したときには積極的に協力・支援しよう

5 活動期間

企業・団体による「献血サポーター」の活動は、ロゴマークを取得した日から平成23年3月31日までとします。

6 献血サポーター参加のお申込み（手順）

- （1）別紙様式の参加申込書を記入する。
- （2）下記添付書類を用意する。（ただし、取扱窓口が提出不要と判断した場合は除く。）

- ア 企業の場合
会社案内、商業登記簿謄本、その他当該企業の活動内容が分かる書類
- イ 団体の場合
寄付行為、会則、役員名簿、事業報告書、その他当該団体活動内容が分かる書

- （3）参加申込書と添付書類を下記の取扱窓口に送付する。

- ア 送付先

（最寄の赤十字血液センター並びに、必要に応じて取扱窓口の代行として都道府県、市町村献血推進協議会）

〒536-8505 大阪市城東区森之宮2丁目4番43号

大阪府赤十字血液センター「献血サポーター」取扱窓口

(4) 留意事項

- ア 書類に不備がなければ、受領完了メールを送付します。メールと一緒にロゴマークの画像ファイルを添付しますので、これをダウンロードして完了です。
- イ 書類に不備があった場合、取扱窓口からご連絡する場合があります。
- ウ 取扱窓口へ書類が到着してから受領完了メール配信まで、2週間程度を要します。
- エ 参加申込書のメールアドレスが正しく記載されていなかった場合、受領完了メールが届きません。必ずメールアドレスはお間違えのないよう必ず確認してください。
- オ 献血サポーターマークを配布した企業・団体名は献血活動の普及・啓発を目的に一般社会に認知していただくよう、一般公開させていただく場合があります。

7 ログマーク使用にあたっての注意

- (1) 企業・団体は、取扱窓口からロゴマークの配布を得ることで、ロゴマークを無償で使用することができます。
- (2) 企業・団体は、ロゴマークの画像変更や組合せ文の制限等を規定している「献血サポーターマーク使用マニュアル」を遵守してください。
- (3) ログマークを他の企業・団体（個人を含む）へ譲渡・流出することを禁止します。
- (4) 平成23年3月31日まで、ロゴマークを使用することができます。
- (5) 企業・団体から、取扱窓口に対して、電子メール等による参加とりやめの意思表示がない限り、ロゴマークの使用は平成23年3月31日まで継続されます。

8 改善等のお願いについて

取扱窓口は、企業・団体又はその関係者が、次のいずれかに該当する場合、当該企業・団体に対し理由を伺った上、改善をお願いすることがあります。

- (1) 本活動規約に違反し、又はその疑いがあると認められる場合
 - ア 例) ログマークを商品に添付し、詐欺行為を行った場合
 - イ 例) ログマークの使用方法が献血サポーターの主旨とは明らかに異なる場合
- (2) 「献血サポーターマーク使用マニュアル」に違反し、又はその疑いがあると認められる場合
- (3) その他、「献血サポーター」の趣旨に反する行為を行い、又はその疑いがあると認められる場合

9 参加資格の取消

取扱窓口は、企業・団体が次のいずれかに該当する場合、当該企業・団体の参加を取り消すことがあります。

- (1) 倒産、解散したとき
- (2) 「献血サポーター」の趣旨に明らかに反するような行為を行ったと認められるとき
- (3) 活動を強制したり、疑わしい行動で利益誘導を行ったと認められるとき
- (4) 法令や公序良俗に反する行為をしたとき
- (5) 当該企業・団体が本活動規約及び「献血サポーターマーク使用マニュアル」に違

反し、取扱窓口からの改善要求に従わない場合

- (6) その他、厚生労働省及び都道府県、市町村行等の行政機関、日本赤十字社の信用を傷つける行為を行ったと認められるとき

1 0 活動報告など

- (1) 企業・団体は、取扱窓口から要望があった場合は適宜アンケート調査等にご協力ください。
- (2) 取扱窓口である各都道府県赤十字血液センターは毎年 4 月 20 日までに、前年 4 月 1 日(平成 18 年度のみ 2 月 20 日)から 3 月 31 日の活動結果(献血協力・支援実績、ロゴ使用実績等)を集計し、日本赤十字社血液事業本部へ報告します。
- (3) 日本赤十字社血液事業本部は各都道府県の取扱窓口より報告された活動実績を取りまとめ、必要に応じて厚生労働省へ報告します。

なお、企業・団体の活動実績は、本事業の進捗状況の把握や来年以降の計画立案の資料収集などを目的としたものです。また、ご回答いただいたアンケートの内容は統計的に処理しますが、団体・企業名を一般社会に結果公表する場合があります。

1 1 参加の取りやめ

- (1) 本活動に参加している企業・団体は、取扱窓口に対し、電子メール等で申し出をすることにより、いつでも「献血サポーター」への参加を取りやめることができます。
- (2) 前項の場合においても、取扱窓口は、企業・団体の過去の参加に伴う活動報告等に関する情報を保有し、「献血サポーター」活動に利用することができるものとします。

1 2 取扱窓口について

- (1) 「献血サポーター」の取扱窓口は各都道府県赤十字血液センター及び都道府県・市町村献血推進協議会とします。
- (2) 「献血サポーター」取扱窓口の総括は日本赤十字社血液事業本部が行います。

1 3 規約の改訂

本活動規約は、取扱窓口により、事前の通知なしに、必要に応じて改定される場合がありますので、ご承知ください。

附 則

本活動規約は、平成 19 年 2 月 20 日から施行します。